

2022.4.28

NO. 226

すみだ
区議会だより



ひと、つながる。
墨田区

委員会提案条例 特集号

発行：墨田区議会事務局
130-8640墨田区吾妻橋一丁目23番20号 ☎5608-6352
<https://www.city.sumida.lg.jp/kugikai/>



区議会だより HP

委員会提案による条例を制定

墨田区議会では、一層の議会活動の活性化等を図り、区民の皆様の負託に応えるため、議会改革の取組を推進しています。令和3年度2月議会では、この取組を実践し、積極的な委員会活動により、委員会提出議案として「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」及び「墨田区議会議員の政治倫理に関する条例」を提案、制定しました。本特集号では、この両条例の概要をご紹介します。



議会改革特別委員会のようす

墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例

令和4年10月1日施行

この条例は、歩きスマホ行為を一律に禁止するものではなく、歩きスマホにより発生するおそれがある事故等を防止するための啓発等を図ることを定めたもので、歩きスマホによる事故防止の対策について区の責務等を示し、安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としています。

条例のポイント

定義 (第2条)

歩きスマホ …スマートフォンやタブレット又はこれらに類するゲーム機等の画像を表示する機能を有する機器等を操作し、又は画面を注視しながら歩行することをいいます。

区民等 …区内に在住し、若しくは滞在し、又は区内を通過する個人をいいます。

区の責務等 (第3条・第4条)

- 広報・啓発等**
歩きスマホによる妨害行為に起因する事故等の防止について広報、啓発その他区民の理解と協力を促進するための必要な施策を推進することとしています。
- 区民等との協力**
施策推進に当たって、区民等、事業者及び関係行政機関と協力を図り、当該施策の効果を最大限に発揮することができるよう努めることとしています。
- 財政上の措置**
施策推進に必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしています。

区民等の役割 (第5条)

- 歩きスマホの自粛**
公共の場所において、歩きスマホによる妨害行為を行わないよう努めるとともに、スマホの操作は、他者の通行又は利用の妨げにならない場所で、立ち止まった状態で行うよう努めることとしています。
- 施策への協力**
区が推進する施策に協力するよう努めることとしています。

事業者等の協力 (第6条・第7条)

- 事業者の協力**
区内で事業活動を行う者として、歩きスマホによる事故等の防止対策に係る活動を推進するとともに、区が推進する施策に協力するよう努めることとしています。
- 関係行政機関の協力**
区の区域内を管轄する関係行政機関は、区が推進する施策に協力するよう努めることとしています。

条例制定までのあゆみ

令和3年9月
検討を開始

令和4年3月30日
条例を議決・制定

近年、「歩きスマホ」に起因する事故等が発生していますが、区が指導等を行うためのよりどころとなる法令等がない現状では対策が困難な状況となっています。地域産業都市委員会では、この対策について、委員会を計4回、同委員会勉強会を計7回開会し、調査・検討を重ねてきた中で、歩きスマホに関する条例制定の必要性を改めて強く認識し、「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」(案)を取りまとめました。

地域産業都市委員会・同委員会勉強会での調査・検討経過

令和3年9月21日 委員会①	令和3年11月8日 勉強会②	する意見聴取の実施について	・逐条解説の作成について
・検討を開始	・ながらスマホによる事故の関係者からのヒアリングを実施	・先進自治体の取組に関する照会について	・意見書の作成について
令和3年9月30日 委員会②	令和3年11月18日・26日 勉強会③・④	令和3年12月6日 委員会③	令和4年2月25日 勉強会⑦
・「委員会における勉強会」の実施について	・条例(素案)について	・条例(素案)を決定	・逐条解説(案)について
令和3年10月19日 勉強会①	令和3年12月2日 勉強会⑤	令和4年1月27日 勉強会⑥	・意見書(案)について
・「墨田区歩きスマホ事故等防止条例(案)」について協議を開始	・条例(素案)の修正案について	・パブリック・コメントの結果等について	令和4年3月22日 委員会④
	・パブリック・コメント及び区長に対して		・条例(案)を取りまとめ、委員会提出議案として提出することを決定

墨田区議会議員の政治倫理に関する条例

令和4年4月1日施行

この条例は、区民全体の奉仕者である墨田区議会議員の倫理の向上等に係る事項を定めることにより、区民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な区政の発展に寄与することを目的としています。

条例のポイント

議会の役割 (第2条)

議会は、議員の政治倫理向上に資する取組を進めるとともに、区民に対する説明責任を果たし、並びに公正性及び透明性を確保しなければなりません。



議員の責務 (第3条)

法令等を遵守し、不当な要求に屈してはならず、また、自己の地位に基づく影響力を不当に行使し、自己又は特定の者の利益を図ってはなりません。

区民の役割 (第4条)

議員に対し、政治倫理規準を逸脱するいかなる行為も求めてはなりません。また、議員の活動及び政治姿勢に注目し、議員に対し、説明を求めることができます。

政治倫理規準 (第5条)

議員は、議員の責務を具体化した政治倫理規準を遵守しなければなりません。また、疑惑を持たれた議員は、自らその解明に当たるよう努めなければなりません。

- 【遵守すべき事項】
- 信用失墜行為の禁止
 - 地位を利用した金品授受の禁止
 - 不正な影響力の行使の禁止
 - 人権侵害のおそれのある行為の禁止
 - 道義的批判を受ける献金の自粛
 - 適正な納税義務の履行



兼業の報告義務 (第6条)

議員は、自ら又は配偶者が、収益事業を営む法人等の役員等の職に就いた場合には、速やかに兼業報告書を議長に提出しなければなりません。



請負契約等の辞退 (第7条・第8条)

議員が役員等をしている企業については、原則、区との契約締結を辞退することとし、区の公の施設の指定管理者とならないよう努めなければなりません。

調査の請求 (第9条)

議員が、法令、政治倫理規準等に違反する行為をした疑いがある場合は、一定数の区民（1000人以上）又は議員（議員定数の8分の1以上かつ複数の会派の議員）の連署（署名）をもって、議長に対し、調査の請求をすることができます。

議員政治倫理調査特別委員会の設置及び 遵守義務違反の審査 (第10条・第11条)

適正な調査請求がされたときは、議会の議決により議員政治倫理調査特別委員会を設置し、当該事案の審査を委員会に付託します。委員会では、遵守義務違反行為の存否及び必要な措置について審査し、存否に応じた措置の内容を決定します。



審査結果の通知及び公表 (第13条)

議長は、審査事案の審査結果について、議決した日から7日以内に公表等します。

条例制定までのあゆみ

令和元年9月 検討を開始

議員には、区民全体の奉仕者として高い倫理観を持ち、区政に対する区民の信頼に応えることが求められており、墨田区議会基本条例において、議員の政治倫理について別に定めることとしています。議会改革特別委員会では、この政治倫理に関する規程の策定について、令和元年度から令和3年度までの3年度にわたり、委員会を計11回、同委員会運営協議会を計25回開会して調査・検討を重ね、「墨田区議会議員の政治倫理に関する条例」（案）を取りまとめました。

議会改革特別委員会・同委員会運営協議会での調査・検討経過

【令和元年度】
(令和元年9月～令和2年3月)

委員会を4回、運営協議会を5回開会し、政治倫理に関する規程の策定要否、規程に定める事項及び検討方法について、協議しました。

【令和2・3年度】
(令和2年7月～令和4年1月)

委員会を6回、運営協議会を18回開会し、条例の条文について、調査・検討し、条例（素案）を作成しました。

【令和3年度】
(令和4年2月～令和4年3月)

委員会を1回、運営協議会を2回開会し、条例（素案）に対するパブリック・コメントを実施して、条例（案）を取りまとめ、委員会提出議案として提出することを決定しました。

令和4年3月30日 条例を議決・制定

「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」及び「墨田区議会議員の政治倫理に関する条例」の全文と、逐条解説等は、墨田区議会ホームページでご覧いただけます。

墨田区議会ホームページ

墨田区議会 HP 検索



お問い合わせ

墨田区議会事務局調査担当
電話：03-5608-6352
メール：KUGIKAI@city.sumida.lg.jp